

# 若狭町学校業務改善計画

令和 8 年4月

若狭町教育委員会



## 1. 趣旨

本町では、教職員の長時間勤務や業務の複雑化が課題となる中、令和4年4月に「若狭町教育振興基本計画」の改訂を行いました。基本計画の主要施策に「教職員の働き方改革の推進」が掲げられ、在校等時間の把握や業務の整理・縮減、外部人材の活用、校務DXや部活動改革などに計画的に取り組み、学校現場の負担軽減と働き方改革を進めてきました。この結果、教職員の時間外在校等時間が大幅に減少するなど、勤務環境は大きく改善されました。一方、令和6年度から県が実施している教職員WEBアンケート等からは、依然として授業以外の業務負担や人手不足、長時間勤務といった課題が残っていることが明らかになっています。

この間、国においては、勤務時間の上限に関するガイドラインや、業務量の適切な管理および健康確保に関する指針、「学校と教師の業務の3分類」の整理・見直しなどを通じて、学校や教師が担う業務の在り方を見直し、教員が子どもと向き合う時間や授業準備の時間を確保することの重要性が改めて示されています。

また、福井県においては、第4期の「福井県教育振興基本計画」がスタートし、「一人ひとりの個性が輝く、ふくい未来を担う人づくり ～子どもが主役の「夢と希望」「ふくい愛」を育む教育の推進～」を基本理念として、「教職員が力を発揮し続けられる学校づくり」や「持続可能な学校運営」が重視されています。

こうした国や県の動きとこれまでの若狭町における取組みの成果と課題、「若狭町教育振興基本計画」の方向性を踏まえ、町は、これまで「方針」として示してきた学校業務改善の考え方を発展させ、教職員の業務量管理と健康確保に関する取組みを推進することとしています。本計画は「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（令和7年6月18日公布）に基づく「業務量管理・健康確保措置実施計画」に該当し、国が示す「業務の3分類」の考え方も生かしながら、町としての考え方や具体的な支援の方向性を明らかにすることにより、教職員の働きやすさと働きがい高めつつ、子どもと向き合う時間や授業準備の時間を確保することにより、「子どもが主役の教育」を進めていきます。

## **2. 国の働き方改革の取組み**

### **(1)学校における働き方改革の出発点**

国が学校の働き方改革に本格的に取り組むようになったきっかけは、教員勤務実態調査などで教職員の長時間勤務が常態化していることが明らかになったことにあります。授業準備の時間が限られ、子どもたちと丁寧に関わる時間が十分に確保しづらい現状も見えてきました。

こうした背景を踏まえ、平成29年8月に中央教育審議会で「学校における働き方改革に係る緊急提言」が取りまとめられ、教員が健康でやりがいをもって働き、授業や授業準備に時間をかけられるようにするため、学校の業務や働き方を見直す必要が示されました。

### **(2)勤務時間上限ガイドラインの策定**

勤務時間の管理を具体的に進めていくためには、時間外勤務について全国共通の基準を示すことが必要となりました。この課題に対応するため、平成31年1月に「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（文部科学省）が通知され、月45時間・年360時間という勤務時間の上限が国として初めて示されました。このガイドラインは、教育委員会や学校が勤務時間管理を見直す際の具体的な目安となりました。

### **(3)業務量管理の指針と校務DX・部活動改革**

業務量と健康の両面を踏まえて働き方改革を進めるため、教育委員会としての基本的な方向を示す共通の指針が求められるようになりました。このため、令和2年1月に「教育職員の業務量の適切な管理および健康確保に関する指針」（文部科学省）が告示され、業務量の状況把握や勤務時間管理の考え方、業務の整理・縮減に取り組む際の視点が整理されました。

併せて、令和4年7月の「校務DX推進に関する通知」（文部科学省）、令和5年6月の「部活動の地域移行ガイドラインの策定について」（文部科学省）により、校務のデジタル化や部活動の地域移行を通じて、学校業務の効率化と地域との役割分担を進めていく方向性が示されました。

#### **(4)持続可能な学校体制と法制度の整備**

教員のなり手不足や子ども・家庭を取り巻く課題の複雑化が進む中で、これまでの学校と教員の努力だけに頼るのではなく、学校の体制を見直す必要性が高まってきました。こうした状況を受け、令和6年8月には中央教育審議会で「持続可能な学校指導・運営体制に関する答申」がまとめられ、教員が中核的な役割に専念できるよう、組織体制の見直しや外部人材の活用、地域との連携の在り方などが示されました。

さらに、令和7年6月の「公立学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正の公布について」、同年9月の「業務量の適切な管理・健康及び福祉の確保を図る指針の改正」や「改正法施行に伴う関係政令の整備について」（いずれも文部科学省）により、業務量の管理と健康確保に関する取組みを法令面から支える枠組みが整えられてきました。

### 3. 県および町の働き方改革の取組み

#### (1)国に先駆けた働き方改革の基盤整備(平成28年度～令和5年度)

福井県では、教職員の長時間勤務や業務の複雑化が課題となる中で、平成31年2月に「福井県学校業務改善方針」を策定し、教職員の業務改善と働き方改革の基本的な方向を示しました。

また、令和2年度には「教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を制定し、在校等時間の上限管理や健康確保に関する県教育委員会の役割を明確にし、「第3期 福井県教育振興基本計画」と連動しました。

これにあわせ、若狭町では、令和4年度に策定された「若狭町教育振興基本計画」に教職員の資質向上と働き方改革を主要施策とし、教職員が専門性を発揮できる環境づくりの基盤となってきました。

#### (2)外部人材活用・部活動改革・教育DXの推進

制度面の整備と並行して、教職員の負担を軽くする取組みも進められ、平成28年度からは事務作業などを補助する学校運営支援員を配置し、平成29年度からは部活動指導員の配置を開始するなど、外部人材の活用を進めてきました。また、部活動休養日の設定や部活動数の見直しに加え、複数の教員や部活動指導員で負担を分け合い、教員が部活動の時間に校務や授業準備に充てられる時間の確保を図ってきました。

ICTの面では、校務支援システムの導入を推進し、成績処理、児童生徒情報の管理など校務の効率化を図ってきました。令和4年度以降は、1人1台端末やデジタル教材、デジタル採点システム、オンライン会議等の活用を進め、教員の負担軽減と教育の質の向上を目指しました。

さらに、福井県では令和4年度から業務改善検討委員会を設置し、勤務実態調査の結果や学校現場の取組状況を踏まえながら、業務の見直しや外部人材・DX教育の効果的な活用方策について検討し、県全体としての業務改善の方向性を整理しました。

こうした様々な取組みにより、教職員の時間外在校等時間は大幅に減少し、勤務状況は大きく改善されました。

#### 【各年度 時間外在校等時間月80時間以上勤務者の延べ人数】

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
9,999人	5,281人	3,744人	1,012人	542人	320人

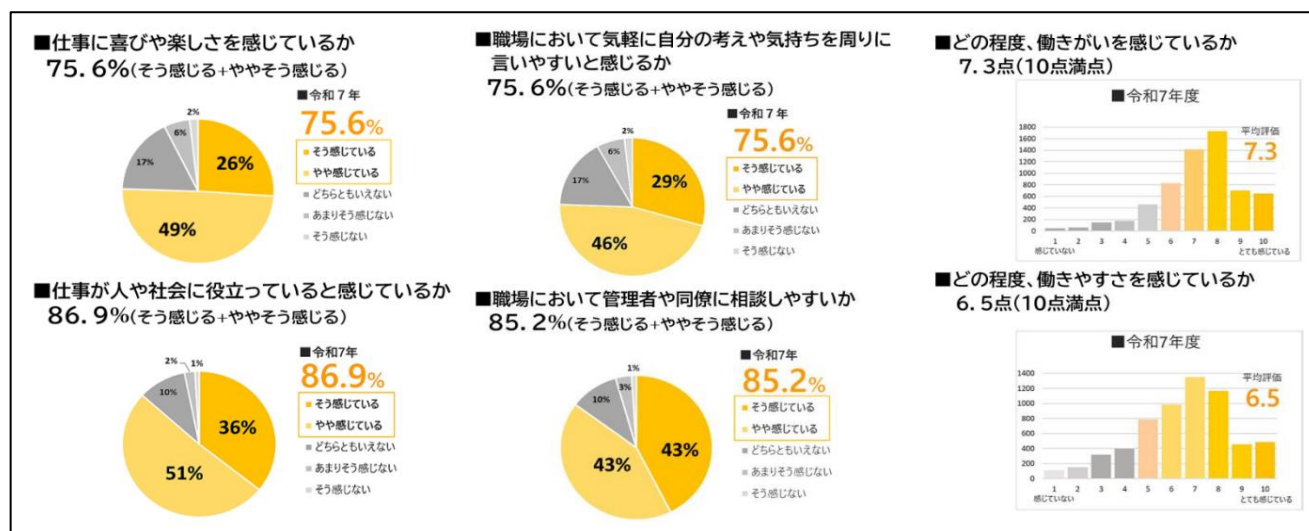
### (3)学校マネジメント強化と職場づくり

「第4期 福井県教育振興基本計画」が掲げる「教職員が力を発揮し続けられる学校づくり」「持続可能な学校運営」の考え方を踏まえ、チームで進める学校運営と「風通しのよい職場づくり」に重点的に取り組みました。

また、教職員WEBアンケートを実施し、その結果、多くの教職員が仕事の喜びや社会への貢献を実感していること、相談しやすい職場ほど「働きがい」「働きやすさ」が高いことなどが示され、日常的な声かけや意見交換を大切にする「風通しのよい職場づくり」の方向性を改めて確認しました。

さらに、登下校の見守りや学校行事の運営などについて家庭・地域との役割分担と協力を呼びかけ、学校・家庭・地域が一体となって教職員の働き方改革を支える体制づくりを進めました。

#### 【令和7年度教員WEBアンケートの結果】(回答教職員数:6196人)



#### 【町のこれまでの取り組み】

##### (地域連携)

- ・地域づくり協議会との連携体制の構築
- ・通学時のPTA・老人会による見守り
- ・体制が整っているクラブの地域移行

##### (体制支援)

- ・学校校務員や学校運営支援員、十分な学習支援員の配置
- ・部活動支援員の配置

##### (ICTの推進)

- ・ICT専門員の配置
- ・校務支援システムによる効率化

## 4. 計画の期間

令和8(2025)年度から令和 13(2031)年度までの6年間

(「若狭町教育振興基本計画」(期間:R9~13)の終期までとする)

## 5. 具体的な施策について

本町は、教職員の働きがいと働きやすさを高め、風通しのよい職場をつくり、チャレンジする教職員を応援することにより、教職員が心身にゆとりをもち、子どもたちと向き合う時間を確保できるようにすることを目指しています。これまで整理してきた国・県・町の動向や現状、「若狭町教育振興基本計画」との整合を踏まえ、引き続き「教職員一人ひとりを大切にする働き方改革」を推進します。

本計画においては、「若狭町教育振興基本計画」の「基本方針1 学校教育の充実」に示す「6. 教職員の資質向上の推進」と「7. 教職員の働き方改革の推進」の内容を基本として、今後進める具体的な取組みの方向性を示すとともに、県、町、学校、家庭・地域が役割分担しながら、教職員が力を発揮し続けられる環境づくりを進めていきます。

## (1)教職員の資質向上の推進

### 【町の方向性】

- 若狭町教育研究会における教職員の資質向上に向けた活動、研修への支援や助言を行います
- 福井県教育総合研究所の研修や教職員大学への教員派遣など外部機関との連携により、教員の専門性を高め、実践的指導力の向上を図ります
- ICTを活用した授業づくりや教材開発に取り組む教員の活動を支援します

### 【主な施策】

#### ① 教職員の資質・能力の向上

- ・新たな教育の知見等について学ぶ、管理職向け学校改革研修を実施
- ・若手・中堅・ベテランに至るまで、教職経験ごとの基本研修、本県の教育課題や最新の教育動向等に応じた研修を実施
- ・教職員大学への教員派遣等、県内大学と連携した教員の能力育成を推進
- ・「福井県学校業務改善方針」に基づき勤務状況を把握し、教育課程の改善等を実施
- ・特別支援学校において医療・福祉等の専門研修を充実し、教員の専門性を向上  
など

#### ② 教育DXのさらなる推進

- ・デジタル教材など授業用・自学用ソフトの活用を徹底し、教育DXによる「学びの改革」を推進
- ・生成AI等の利用環境整備等により、ICT活用の利便性向上や教職員の働き方改革を推進
- ・学校DX推進部会を中心に教育DXの課題解決を推進
- ・校務支援システムや生成AIを利用し、校務の効率化を推進
- ・ICT支援員や保守業者によるサポート、研修等の実施により教職員のサポート強化  
など

## (2)教職員の働き方改革の推進

### 【町の方向性】

- 教職員の超過勤務時間など勤務状況を把握し、分析することで業務の縮減に向けた指導、助言を行います
- 担任の業務を補助する学校運営支援員や中学校の部活動指導員の配置により教職員の負担軽減を図ります
- 部活動の外部指導員や顧問の研修会等を開催し、資質の向上を図るとともに、指導者の人材育成を図ります
- 教職員のストレスチェックにより、メンタルヘルス不調を未然に防止するとともに、教職員に対する相談体制や支援体制の充実を図ります

### 【主な施策】

#### ① 教員およびサポート人材の確保、新たな人材の活用

- ・ 小学校における教科担任制の整備や校内サポートルーム支援員の配置拡充
- ・ 「教育相談専門員」の配置等による学校・家庭・地域等のつながりの強化
- ・ 「産育休等代替教職員」の事前配置の配置拡充により教員等の育休取得を促進
- ・ 学校運営支援員や部活動指導員等の外部人材活用、学校業務の課題に対して助言できる人材（学校経営アドバイザー）の配置等により、教員の負担を軽減 など

#### ② 学校現場における業務の適正化・効率化

- ・ 「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づき、学校行事等の業務精選を推進
- ・ 校務支援システム導入や生成AIの実践的な活用の促進等、校務DXの推進
- ・ 中学校部活動地域展開、研修・調査やPTA活動等の精選等を推進し負担軽減
- ・ 「ふくいの教育ミライレポート（働き方改革）」「GGK（学校業務改善）ニュース」で各学校の業務改善の事例を共有 など

### ③地域クラブ活動の推進による持続可能な部活動改革

- ・ 休日の部活動の地域クラブへの完全移行により、持続可能な体制を整備するとともに、教員の負担を軽減
- ・ 学校と地域クラブが連携することで、部活動の教育的意義を継承しつつ、平日の学校部活動の地域展開を推進
- ・ 生徒の能力向上を図るため、部活動指導員による専門的で質の高い安全な指導の提供 など

### ④教職員の健康サポート

- ・ 定期検診の確実な実施および再検査対象者への受診を推奨
- ・ 心身の健康維持のため、年次休暇の取得を促進
- ・ 業務の効率化によるワークライフバランスの向上
- ・ 長時間勤務職員を対象とした所属長との面談および医師との面接指導を実施
- ・ ストレスチェックの確実な実施および高ストレス者を対象とした医師との面接指導を推奨
- ・ 教職員のメンタルヘルス相談体制の充実に向けた公立学校共済組合との連携強化 など



校務支援システム活用の様子



地域移行により新たな地域クラブ活動で  
大会出場

## 6. 「学校と教師の業務の3分類」に係る施策について

文部科学省による「業務の3分類」は、平成31年1月の中央教育審議会答申で整理された枠組みで、「学校以外が担うべき業務」など業務の役割分担を明確にするために示されました。令和7年8月には、最近の課題や現場の状況を踏まえ、3分類の名称や具体例が見直され、保護者からの過剰な苦情・不当な要求への対応などについても考え方が整理されています。町としては、この3分類を踏まえて、町としての支援の方向性を明らかにしていきます。

### 学校と教師の業務の3分類

➤ 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。

➤ 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

#### 学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応


※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

#### 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

#### 教師の業務だけが負担軽減を促進すべき業務



まず取り組むこと・取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

出典: 文部科学省『学校と教師の業務の3分類』[https://www.mext.go.jp/content/20250926-mxt\\_syoto01-000045031\\_06.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20250926-mxt_syoto01-000045031_06.pdf)

10

## (1)学校以外が担うべき業務

### ○ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等(「3 分類」①関係)

#### 【町の施策・取組み】

- ・保護者や地域、若狭町民生委員児童委員協議会が登下校時の見守り等を協力
- ・地域や警察、道路管理者等が連携し、通学路の合同点検を実施 など

### ○ 学校徴収金の徴収・管理(「3 分類」③関係)

#### 【町の施策・取組み】

- ・集金システムを更新し、集金業務の負担軽減・電子化を推進
- ・学校給食費の学校徴収金について、教育委員会が担う公会計へ移行
- ・教材費、修学旅行費等の学校徴収金について、教育委員会が担う公会計化への移行を検討 など

### ○ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等(「3 分類」④関係)

#### 【町の施策・取組み】

- ・地域の企業や事業所をつなぐ体制を構築し、中学校の職場体験学習を推進
- ・各地区地域づくり協議会や地区公民館との連携によるふるさと学習への支援 など

## (2)教師以外が積極的に参加すべき業務

### ○ 調査・統計等への回答、学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理(「3 分類」⑥⑦関係)

#### 【町の施策・取組み】

- ・児童生徒の学籍・成績や教職員の勤務等を一元的に管理する校務支援システムを導入
- ・欠席連絡やお便り配布等の家庭とのやりとりを行う保護者連絡アプリを活用
- ・ホームページの作成・管理を支援する I C T 支援員を配置 など

### ○ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理(「3 分類」⑧関係)

#### 【町の施策・取組み】

- ・ICT機器の活用や教材作成を支援するICT支援員等を配置
- ・ICT機器やネットワーク設備の更新・保守・管理を業者に委託 など

○ 校内清掃(「3分類」⑫関係)

【町の施策・取組み】

- ・校時表の見直し及び清掃の回数・場所の検討を実施
- ・窓ふき、ワックス掛け、校地内除草など外部委託やボランティア活動へ移行 など

○ 部活動(「3分類」⑬関係)

【町の施策・取組み】

- ・生徒が主体となって活動する様子を教員は安全確保のためにローテーションで見守る体制を構築
- ・部活動地域展開を推進するために、部活動地域移行の「総括コーディネーター」等を配置
- ・活動会場までの送迎や講師謝金等の援助により、保護者の負担軽減 など

### (3)教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

○ 授業準備、学習評価や成績処理(「3 分類」⑮⑯関係)

【町の施策・取組み】

- ・教科の専門性を活かし、質の高い授業と教材研究の負担軽減を図るため、教科担任制を拡充
- ・複数の教員で児童生徒を多面的に理解し、授業準備や指導を効率化するため、チーム担任制を推進
- ・生徒情報・成績管理等の効率化を可能とする校務支援システムの活用
- ・小学校低学年児童の生活や学習の支援、気がかりな児童生徒を支援する学習支援員の配置を拡充
- ・デジタルドリル、生成 AI 等の実践的な活用を促進
- ・小学校の英語教育に対する外国語指導者の充実 など

○ 学校行事の準備・運営(「3分類」⑰関係)

【町の施策・取組み】

- ・学校行事の案内や申込をオンライン化し、ペーパーレス化により資料配布の負担を軽減
- ・ICT ツールを活用し、情報共有や会議を手軽に行える仕組みを導入
- ・家庭・地域・学校協議会や学校だより等で地域・保護者へ学校行事への協力を依頼
- ・各学校でのPTA総会や役員会等で、学校行事への協力を依頼  など

○ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応(「3分類」⑱関係)

【町の施策・取組み】

- ・校内サポートルームを小中学校に設置し、児童生徒が安心して過ごせる居場所を確保
- ・小学校低学年児童の生活や学習の支援、気がかりな児童生徒を支援する学習支援員の配置を拡充
- ・支援が必要な児童生徒・家庭に対応するためのSC・SSWを配置
- ・こども家庭センターや子供若者サポートセンター、児童相談所等との連携  など

## 7. 目標

業務改善計画に基づき、教職員の働きがいと働きやすさを高めるとともに、働く喜びや楽しさを実感できる職場環境を整えます。併せて、時間外在校等時間の縮減を目指します。

	名称	現状[年次]	目標[2029]	目標[2031]
1	心にゆとりを持ち、やりがいを感じている教職員の割合	60.0%	70.0%	80.0%
2	事務処理の適正化・効率化を感じている教職員の割合	73.0%	85.0%	90.0%
3	有給休暇取得率 11 日以上	精査中	70.0%	80.0%
4	時間外勤務月 45 時間未満の教員の割合	精査中	70.0%	80.0%
5	年間における時間外勤務時間の月平均 30 時間の教員の割合	精査中	70.0%	80.0%

※ 1・2は教職員対象アンケート、3～5は出退勤調査より

## 8. 計画の進捗管理

教職員の働き方改革や業務改善の進捗状況について、総合教育会議、若狭町校長会などで報告するとともに、町のホームページ等で公表します。併せて、進捗状況を分析し、次の業務改善につなげていきます。